



償却資産申告のお知らせ

▶お問い合わせ 税務課 ☎73-3006

償却資産申告書の提出期限は1月31日(火)です

※期限間近は混雑しますので、早めにご提出ください。

償却資産の申告は、事業（太陽光パネルによる売電含む）を行っている人（個人・法人）が対象です。土地および家屋以外の事業に使用することができる資産で、その減価償却額が所得税法または法人税法の規定による所得の計算上、必要な経費または損金に算入されるものについては償却資産（三豊市内に存在するもの）の申告が必要です。

昨年申告した人には、12月上旬に申告書を送付しています。まだ、届いていない人や、新しく事業を始めた人には申告書を送付しますので、税務課にご連絡ください。

種類	資産具体例
第1種 構築物	煙突・橋・塀・門・舗装路面・広告宣伝塔・水槽・打込井戸・岸壁さん橋・ドック軌条・その他土地に定着する土木設備など
	<p>建物附属設備</p> <p>造作設備および建物附属設備などは、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建物の所有者以外の者（テナントなど）が施工した事業用造作設備および建物附属設備など 2 建物所有者が施工した設備にあっては次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産事業の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の冷却用、給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備など） (2) 建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備、屋上看板、スポットライト、外灯など）
第2種 機械および装置	電気・化学・土木・建設・印刷・食品・医療用等各機械・冷暖房用の附属機械・運搬設備（コンベアーなど）ホイス・クレーンなどの揚重機・その他物品の製造修理などに使用する機械装置など・太陽光発電設備
第3種 船舶	モーターボート・貸ヨット・貸ボート・汽船・曳船など
第4種 航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダーなど
第5種 車両および運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフトなど（ナンバープレート分類番号が「0」「00～09および000～099」「9」「90～99および900～999」のもの） 自転車・リヤカー・荷車・構内運搬具・ロードローラー・タイヤローラ・台車など（自動車税、軽自動車税で課税されるものを除く）
第6種 工具、器具および備品	机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備・クーラー・テレビ・ラジオ・ステレオ・応接セット・陳列ケース・ネオン管などその他・業務用の備品什器類・測定工具・取付工具・切削工具・鍛圧工具・雑工具など



平成29年 三豊市成人式

▶お問い合わせ 生涯学習課 ☎73-3135

日時 1月8日(日)
受付 午後1時30分～
開式 午後2時

場所 マリンウェーブ

注意事項
式典会場に保護者は入場できません。
式典終了後、町単位で記念撮影を行います。
当日は、駐車場が混雑します。できるだけ乗り合わせてお越しください。

内容
表彰や消防操法を行った後、会場南側のため池で消防車と北消防署はしご車による一斉放水があります。勇壮な消防団員の初姿を、ぜひご覧ください。

※雨天時は消防操法、一斉放水などはありません。



平成29年 三豊市消防団出初式

▶お問い合わせ 危機管理課 ☎73-3119

日時 1月8日(日)
午前9時30分～11時40分

場所 上高瀬小学校運動場
雨天時は、緑ヶ丘総合運動公園総合体育館

内容
表彰や消防操法を行った後、会場南側のため池で消防車と北消防署はしご車による一斉放水があります。勇壮な消防団員の初姿を、ぜひご覧ください。

※雨天時は消防操法、一斉放水などはありません。



原付や小型特殊自動車にナンバープレートは付いていますか?

▶お問い合わせ 税務課 ☎73-3006
軽自動車検査協会 香川主管事務所 ☎050-3816-3122
四国運輸局 香川運輸支局 ☎050-5540-2075

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕用含む）、2輪の小型自動車を所有しているという事実に対して所有者に課税され、納税義務が生じます。

原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人

ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識を兼ねます。公道を走行しなくても、車両への附着義務があり、標識の返納（廃車）は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けられません。

ナンバープレートが付いていない原付・小型特殊車などを持って支所で標識交付申請手続きをしてください。標識がないまま車両を所有している期間は、さかのぼって課税される場合があります。

乗用の田植機、コンバインおよびトラクターなど（農耕用小型特殊自動車）も、使用の有無や、道路を走行するしないにかかわらず、市へ登録することが義務付けられています。

三輪・四輪・軽二輪および小型二輪を所有する人

一時使用中止（一時抹消登録）の制度があり、所定の手続きを行うことでナンバープレートを返納することが出来ます。その場合、軽自動車税は課税されません。

カーブミラーをピカピカに

三豊市勤労者協議会11人の皆さんによるカーブミラー清掃が行われ、301枚が磨き上げられました。この活動は、霜や汚れなどで見えにくくなる冬場を前に毎年実施され、きれいになったカーブミラーが、交通事故防止に役立っています。



12/4 豊中町内

みとよHOT NEWS

三豊市高齢者あんしん見守りネットワーク推進に関する協定調印式

12/1 三豊市役所

地域の企業と連携して、高齢者の見守りを

一人暮らしの高齢者や地域の見守り活動に関する協定を四国新聞販売店会「四国会」、香川ヤクルト販売株式会社と締結しました。2社と連携しながら高齢者の安否確認などを通して、安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。